

## 経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

## 今回のテーマ： 電子取引に係るデータ保存の義務化

電子帳簿保存法が改正され、2022年1月1日より、注文書、契約書、送り状、領収書や見積書などにつきインターネットやメール等による電子取引で受領したデータは、電子保存が義務化されます。

## 電子取引データ保存の要件

項目	内容	概要・具体的な取り扱い
検索要件	①取引年月日・勘定科目・取引金額により検索できる。	左記②③は税務調査において電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合等には不要。
	②日付・金額に係る記録項目を範囲指定して条件を設定できる。	電子取引データを検索する機能がない場合には、例えば 「請求書等データのファイル名に番号等を付し、エクセル等で番号ごとに日付、金額、取引先名等の一覧を作成する」
	③二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できる。	「請求書等データのファイル名に直接、日付、金額、取引先名等を付して検索できるようにする」 などの取り扱いが考えられる。
タイムスタンプ要件	データの授受後7営業日(最長2か月と7営業日)以内にタイムスタンプを付与する必要がある。	正当な理由のない訂正削除の防止に関する事務処理規定を作成し、備付け、運用することでタイムスタンプに替えることができる。

**お見逃しなく！**

- ①請求書等を先に電子データで受領したうえで後日書面でも受領した場合は、電子データと書面の双方を保存する必要があります。
- ②データ改ざん等の不正があった場合には、従来の重加算税に10%の上乗せがされます。